

平成21年1月21日  
陳述人 和泉市緑ヶ丘2-13-10  
小林昌子

## 陳述書

本日は意見陳述の機会を与えていただき、有難うございました。  
私は緑ヶ丘2丁目に住まいする小林昌子でございます。市議会議員を務めさせていただいています。請求人を代表して意見陳述をさせていただきます。

### 1 和泉市の補助金支出について

まず最初は補助金の考え方であります。

和泉市の平成19年度決算によりますと、市の補助金は総額18億円にものぼり、市税収入205億円(同じく19年度決算)の約1割にも達しています。補助金は貴重な市民の税金が原資になっていることから、その使用については公正・透明・適正の観点から厳格に運用されねばならないと考えます。

補助金について、国の法律である補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律には次のようにうたわれています。

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

とあります。この精神は当然地方自治体の補助金にもあてはまるものです。

公益に叶うものである限りいかなる事業に補助するかは、自治体の長の裁量にゆだねられているものですが、補助金は補助を受ける者が自治体から特別の利益を享受する立場上、その運用にあたっては厳密に運用されねばならないのは当然であって、例えば補助要綱に反するような行いは現に戒めねばなりません。

### 2 町会館等施設整備に係わる補助金について

私が今回問題に致しますのは、町会館等施設整備に係わる補助金についてであります。今回の大野町会館事件に関して、町会館への補助金について関連資料の提供をいただき又関連資料の情報公開請求を行った結果、本件住民監査請求事案も含め多くの不適正使用が伺われる案件が明らかとなりました。

特に会館の建設ないし増築と称してダンジリ倉庫を建設し、それに対し補助金の支給を受けている事案が複数見つかりました。これらは補助金の要綱に反する不適正な補助金の受給であり、一義的には申請した町会の責任は勿論ですが、以下述べますがこの申請を受理した市当局の責任も極めて大きいものであると考えます。

### 3 町会館等施設整備に関する要綱とダンジリ倉庫の関係について

町会館等の整備費助成に関する要綱第2条には

「町会が町民の集会及び会議等に使用するための建物(以下「町会館等」という)の新築、増改築、改修及び購入とし」

とあります。文字通り一般に使われている町会館の新築、増築、改修等の整備に要した費用に関する補助であり、敢えてその範囲を拡大解釈するとしても、町会館の機能を維持するに必要な施設例えば備品等を収納する倉庫等を助成の範囲とする事がせいぜいであり、ダンジリの収納庫等町会館の機能と直接関連のない施設への補助は補助要綱に反し論外であります。

#### 4 市関連部局の主張

今回一般質問の後に市の担当部局との話し合いの過程で、市関連部局では、ダンジリ倉庫も同一敷地内などに会館と一体となって建設される時は補助の対象であるとの解釈を有しているようですが、論外です。

先の定例会での本件に関する一般質問で藤原 明ひと・まち創造部理事兼公民協働推進室長は以下のように答弁しています。

本市としましては、町会館で必要とされる附帯設備として、便所や炊事場あるいは備品等の収納施設についても町会館等を含む解釈を行っておりましたが、そのとらまえ方についても、制度上もう少し明確にする必要があるものと考えております。また、ダンジリ倉庫であるのではと御指摘でございますけども、申請当時の内容を踏まえれば、集会施設の附帯施設として、備品等の収納倉庫として助成を行ったと考えております。

即ち町会館で必要とされる附帯設備に限定していることを明確に答弁しています。このようなダンジリ倉庫も補助の対象であるとの解釈は、私が調査し複数のダンジリ倉庫を町会館の一環として補助する事案が続出したためにその解釈を変更せざるを得なかったと考えざるを得ません。そのようなことが許されないのは申すまでもありません。

続いて個別の事案について陳述します。

#### 5 大野町に関する件

大野町会館補助金に関する不正受給は新聞報道や、その後の情報公開請求で入手した資料をみますと、町会ぐるみで巧妙に計画された詐欺事件にも相当するもので前代未聞の悪質な事件であります。

ところがこれが発覚し違法性が確認された後、市は補助金の返還を求めましたが、不正請求分の返還しか求めませんでした。本件の悪質性からして補助金の全額とそれに対応する金利分の返還を求めるべきであります。

補助金の不正請求が明らかとなった時の対応について要綱の第10条に次のように定められています。

「市長は、町会が偽りその他不正な方法で申請し、又は助成金を目的外に使用したと

認めるときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消し、若しくは交付した補助金の返還を求めることがある。」。

この条文で若しくはとありますが、これをそのまま理解しますと取り消すか又は返還を求めるか二者択一となりますが、補助金について定めた大阪府の補助金交付規則では次のようになっています。

第十五条 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

第十六条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

尚国の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律にも同様の規定がございます。

これらを元にこの条文が意味するところを考えますと、違法な事実があったときは交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは取り消した事業に対応する補助金の返還を求める趣旨と解せられます。

本件に関する弁護士との協議報告書や議会答弁等を見ますと、この条文前段の一部と後段の返還を結びつけ、補助金の一部の違法請求分について返還を命じたと理解できる部分があります。

ところが、この条文の趣旨から前段の一部の取り消しとは、補助事業の中で取り消すべき不正な補助事業が全体の補助事業の一部を構成するときに、それを対象として取り消しを行うことをさします。市の今回の返還は不正請求分の返還を求めたものであり、不正請求分という補助事業は存在しませんから、このような返還請求の方式はあり得ないものです。本件は町会館増築の1件の補助事業でありますから補助事業全体を取り消し、それに対応して補助額の全額とそれに対応する金利分の返還を求めるべきであります。

又実質的に考えてみまして、本件補助金請求は前代未聞の悪質なもので、全額返還が相応しいものであります。市は個人的流用がない事、会館が町民の役にたっていることから、本来の(正規の)補助金については返還の対象から除外しましたが、不当な処分であります。

その理由は、個人的流用があれば正しく犯罪行為に相当し、それが無いからと言って正規請求分を認める根拠にはなりません。

又補助金は私法上の贈与に類するもので、長が行う補助金交付決定は、私法上の贈与契約の申し込みに対する承諾と同じと考えられています。従って補助金を受領するものにとってこの補助を受けることは権利でも何でもなく、あくまで長の判断でなされるもので、町会館が町民の利益になっているからと言って必然的に補助金を受ける権利を有しているものではありません。従いまして本件の増築した会館が町民の役にたって

いるからと言って、このような悪質な不正請求であるにも拘わらず正規に認められる補助金を維持するのは到底許されるものではありません。

#### 6 北田中町会に関する件

次は北田中町の件です。

本件は明らかに要綱に反したもので、それが緊急性を持っているか否かは要綱違反を許せる事由にはなりません。補助金が無ければ緊急性がある事業が実施できない理由も又存在しません。

しかし本件は要綱違反を知りながら市がこれを認めた特殊な事情があり、その点は監査の措置の内容に反映していただきたいと思います。

#### 7 若樫町の件

次は若樫町の件です。

この件はダンジリ倉庫を町会館の補助事業の対象とするか否かに直接係わっているものですが、私は既に述べましたようにダンジリ倉庫を補助の対象とするのは現在の要綱を如何に拡大解釈してもあり得ないと考えます。

どうしてもダンジリを補助事業としたいのであれば、市民の理解が得られるか否かはともかくとしまして、会館入り口の段差解消を補助事業とする要綱の改訂を行った北田中町と同様の要綱改訂を行うべきであります。

少なくともこの件が明らかになるまで、ダンジリ倉庫が補助の対象となるなど誰も考えていなかった筈です。私の一般質問でもそれが確認出来ますし、又これを報じた毎日新聞の記事にも当時の町会長が市に連絡しないで用途を変えたと述べています。当初からダンジリ倉庫が補助の対象と認識していたのであればこのような対応は取るはずがありません。

しかしこの件は、当初からダンジリ倉庫を計画していたものと思われれます。当初の設計図面では倉庫の入り口は到底ダンジリが入るには低すぎるもので、これを見る限りはダンジリ倉庫とは一概に判断出来ないのですが、完成写真を見ると既にシャッターの高さはダンジリが入るに十分な高さになっており、工事途中に変えられるようなものではありませんので当初からダンジリ倉庫と考えていたものと思われれます。申請時にはそれがわからないようシャッターの高さを低くしていた可能性が高く、いわゆる偽装していたのではないかとさえ疑われれます。

この件について若樫町会から私に二度にわたって申入書が届いています。今回事実証明で追加したのもですが、その中に市と再三にわたって協議しとあります。市はダンジリ倉庫とする前提で協議したのかどうか、監査委員に明らかにしていただきますようお願い致します。(事実証明第7号 参照)

この件も市の対応に疑問があります。工事实績報告時の写真を見れば、入り口のシャッターは当初図面と全く違った形に施行されており、倉庫の形状(寸胴の一階建て)からしても、市の担当はこれを見ればダンジリ倉庫であることは容易に判断がついたはず

です。少なくとも申請図面と異なった工事がなされたことについて町会に質すことは最低必要で、それをすればダンジリ倉庫であることは容易に確認できますし、この件を担当する職員は、この会館の近くに住居していると承知しています。自分の町の補助であり、自分が担当した事業であれば工事中に現場を見ることもあったのではないかと推察します。現場をみれば単なる倉庫では無いことに不審を抱かなかったのでしょうか。

#### 8 黒鳥第一町会の件

次は補充書で追加で請求した黒鳥第一町会の件です。

本件申請図面によりますと、1,2階がダンジリ倉庫、3階が休憩室の構造となっております。主たる目的はダンジリ倉庫であることは明らかです。申請によれば町会館新設となっておりますが、現地を見れば会館の表示はなく、入り口は鉄製の扉で町会館として使用されている気配はありません。又黒鳥町1丁 18 番地にあります住居案内板でも黒鳥第一町会館の表示はありませんし、Google 地図の表示にも当地は辻小路地車庫となっております。近隣の住民に確認したところ本件倉庫と辻一つ隔てたお寺(長楽寺)を集会所に利用しているとの事で、その敷地に町会の掲示板もあります。

#### 9 その他

本件監査請求をおこないました以降にも新たな情報公開資料を精査しますと、これ以外に疑問のある補助金の請求が明らかになりました。

##### B 町会の会館新設

B 町会の会館新設に際し、

解体工事費4,767千円が補助対象事業費に計上されています。解体工事費は補助の対象外であります。但しその他の事業費が多額のため、この解体費を除いても補助額の1000万円に変更はありません。実質的な違法性は無い訳ですが補助対象は厳密に取捨選択しなければなりませんし、その他の事業費によっては、この解体工事費が補助金の算定に影響する可能性があります。

##### S 町会の会館新設

次はS 町会の件です。事実証明第8号の件です。

この件は中古住宅を土地付きで購入し、それを改造して会館としたものですが中古住宅の取得費が過大すぎ、結果的に補助額が膨らんでいると疑われます。

購入した中古住宅は面積が71.98m<sup>2</sup>、建物(2階建て)延床面積81.01m<sup>2</sup>築27年の物件です。購入価格は土地+建物で13,800千円で、これについては必ずしも高すぎるとは言えませんが問題はこの中味で、土地代が4,200千円、建物が9,600千円となっております。一般に木造家屋は30年経てば無価値といわれており、この物件が築27年であるにも拘わらず坪40万円弱の新築並みの価格がつけられるのは理解出来ません。因みに建物の固定資産評価額は1,252,712円となっております。

補助の対象に購入土地代が含まれませんので、これを押さえ建物の購入費を不当に膨らませた可能性が高いと考えます。これらが事実であれば不正請求となります。(事実証明第8号 参照)

#### ○町会の件

次は○町会の件です。

この件は と同様解体費1,606,500円を補助対象事業の中に参入している件です。解体費以外の事業費が多額であるため B 町会と同様実質的な違法性はありませんが、事業対象費用を正しく申請する必要があることは論を待ちません。市の担当部門は中味を十分精査の上申請を受理すべきです。

#### K町会の件

最後はK町会の件です。事実証明第9号の件です。

この件は3階建ての会館の新設の事案ですが、この中に1,2階を一体としたダンジリ倉庫が含まれています。助成事業費全体で35,340千円ですので、ダンジリ倉庫が無い前提で同様な規模の会館を造ったときは相当費用が減少するのは間違いのないと思います。そうしますと、ダンジリ倉庫を事業費に折り込むことは助成金を過大に受給していることに他なりません。(事実証明第9号 参照)

#### < 10 監査委員への要望 >

以上のように私が調査しただけでも、会館の補助金に関してだけでも多くの不正請求が疑われる事案が明らかとなってます。個人では調査に限界があり、監査委員の立場で補助金について、中でも会館補助金について本件も含め全般について精査いただけるよう要望します。

#### 地方自治法第109条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。

以上

< 添付書類 >

事実証明第7号 若樫町会からの申入書

事実証明第8号の1 交付決定伺い

事実証明第8号の2 事業計画書

事実証明第8号の3 登記簿謄本

事実証明第8号の4 固定資産台帳

事実証明第9号の1 交付決定伺い

事実証明第9号の2 会館設計図面